同表以下この記事において「「留保所得金額（別表四「48の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(1)」の欄は、別表四「48の②」」を「「留保所得金額（別表四「47の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(1)」の欄は、別表四「47の②」」とする。同表以下この記事において「「留保所得金額（別表四「48の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(1)」」を「「留保所得金額（別表四「47の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(1)」」と、「当該内書」を「その内書」とする。同表四以下「又は」を「若しくは」とする。「除く。）」をいう。「又は金銭の分配（投資信託及び投資法人に関する法律第137条（金銭の分配）の金銭の分配をいい、その支払に係る基準日が当該事業年度に属するものに限る。）」を含む。同表五以下「第42条の４第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第63条（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）、」を含む。「特別控除）の規定」を「特別控除）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号。以下この号において「平成27年改正法」という。）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成27年旧措置法」という。）第42条の４第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（平成27年改正法附則第116条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第63条（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成25年旧措置法」という。）第42条の４の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定」とする。同表六以下「第42条の４第11項の規定の適用がある場合には同法第68条の９第１項から第３項まで（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は同法第68条の９の２第１項（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の９第１項から第３項までの規定に係る部分の金額を、同法」を含む。「それぞれ」を「平成27年旧措置法第42条の４第11項の規定の適用がある場合には平成27年旧措置法第68条の９第１項から第３項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）、平成27年旧措置法第68条の９の２第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成27年旧措置法第68条の９第１項から第３項まで又は平成25年旧措置法第68条の９の２第１項若しくは第２項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第68条の９第１項から第３項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定に係る部分の金額を、それぞれ」とする。同表七以下「第42条の４第６項」を「第42条の４第２項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」とする。